

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案要綱

第一 宅地造成等規制法の一部改正

一 宅地造成工事規制区域内において、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、

宅地造成工事の許可を不要とすること。

（第八条第一項関係）

二 宅地造成工事の許可を受けた者が宅地造成工事の計画の変更をしようとするときは、軽微な変更を行うときを除き、都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。 （第十二条関係）

三 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるもののが発生のおそれがあり、一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができるものとすること。

（第二十条第一項関係）

四 都道府県知事は、造成宅地防災区域の全部又は一部について、その指定の事由がなくなつたと認めるとときは、その指定を解除するものとすること。

（第二十条第二項関係）

五 造成宅地防災区域の造成宅地の所有者等は、三の災害の防止のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。
(第二十一条第一項関係)

六 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁等の設置等の措置を勧告することができるものとすること。
(第二十一条第二項関係)

七 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の発生のおそれが大きいと認められる場合における擁壁の設置等を命ずることができるものとすること。
(第二十二条関係)

第二 都市計画法の一部改正

開発許可の技術基準として、崖崩れその他による災害の防止に係る基準を追加するものとすること。

(第三十三条関係)

第三 建築基準法の一部改正

都市計画法による開発許可又は宅地造成等規制法による宅地造成工事の変更の許可を要する擁壁については、建築基準法の一定の規定を準用しないものとすること。
(第八十八条関係)

第四 住宅金融公庫法の一部改正

一 住宅金融公庫は、造成宅地防災区域における都道府県知事の勧告又は命令を受けて行われる宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができることとすること。
（第十七条関係）

一 この法律の一部の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間、地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険な建築物（以下「危険建築物」という。）の一定の居住者で自ら居住するため住宅を必要とする者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設けるものとすること。

（附則第七項関係）

二 この法律の一部の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間、危険建築物の一定の居住者で自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設けるものとすること。
（附則第八項関係）

第五 北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正

この法律の一部の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間、北海道の区域内における危険建築物の一定の居住者で自ら居住するため住宅を必要とする者に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設けるものとすること。
（附則第四項関係）

第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとすること。
（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めるものとすること。
（附則第二条から第六条まで関係）